

Title	The City of Glasgow Bankと株主の責任と：英国近代会計史
Sub Title	Shareholder Liability and the City of Glasgow Bank : A History of Modern Accounting in the U.K.
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	
Publication year	1992
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.35, No.4 (1992. 10) ,p.26- 45
JaLC DOI	
Abstract	The City of Glasgow Bankは19世紀Scotlandにあつて最大の規模をもつて破産した。同行が無限責任会社であつたことが近代会社制度史にとりわけ意味をもつ。この破産は無限責任制度のもつ問題点を劇的なまでに浮き彫りにしている。本稿は,かかる問題点の洗い出しをつうじ,そのかみの債権者保護思考を吟味する。なお,本稿には会計目的論の史的approachの材料となることが予定されている。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19921025-04056198

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

The City of Glasgow Bank と株主の責任と

—英国近代会計史—

友 岡 賛

<要 約>

The City of Glasgow Bank は19世紀 Scotland にあって最大の規模をもって破産した。同行が無限責任会社であったことが近代会社制度史にとりわけ意味をもつ。この破産は無限責任制度のもつ問題点を劇的なまでに浮き彫りにしている。本稿は、かかる問題点の洗い出しをつうじ、そのかみの債権者保護思考を吟味する。なお、本稿には会計目的論の史的 approach の材料となることが予定されている。

<キーワード>

会社法, 株主, 銀行, 債権者, シティ・オブ・グラスゴウ・バンク, スコットランドの銀行, 独立監査, 粉飾, 無限責任制度, 有限責任制度

序

19世紀英国における近代会社制度の生成過程の一側面は、いわば債権者保護至上主義の歴史としてこれをみることもできる。したがってまた、近代会社制度の生成過程をささえた近代会計制度^{*}、近代監査制度^{*}の生成過程についても同断である。債権者保護至上主義は、極言するに、資本主保護軽視、株式会社においては株主保護軽視をもたらす主義である。こうした主義は、確乎たるひとつの理念にささえられていた。これは、——《事業の利益と損失とは同所に存すべきである》、事業の利益を享受するものはまた、当該事業の損失を負担してしかるべきである¹⁾、という理念であった。この理念の典型的な具現形態が無限責任会社である。株主に限りない責任を課すこの会社形態は、株式会社の利益を享受する株主はまた、当該株式会社の損失を負担してしかるべきである、という理念にもとづくものである。このことは、事業破綻にさいし債権者は完全な保護をうけ、すべ

* これらにかんするわれわれの概念規定は次稿にてしめされる。

1) Muir v. City of Glasgow Bank [1879] 4 App. Cas. 337.

ての損害は株主にふりかかるということの意味している。そのかみの社会通念であったかような理念が無限責任制度をささえていた。The Limited Liability Act 1855は有限責任形態を認可した〔ただし、同法はわずか11か月後に廃止され、その規定はThe Joint Stock Companies Act 1856³⁾において改変、他法と統合された。また、銀行会社および保険会社にたいする認可はそれぞれAn Act to enable Joint Stock Banking Companies to be formed on the Principle of Limited Liability 1858⁴⁾およびThe Companies Act 1862⁵⁾において〕。The Limited Liability Act 1855の登場は大規模な株式会社における無限責任形態の不適切性の認識〔の萌芽〕を意味していた。ただし、この認識が社会通念となるまで、われわれはおよそ四半世紀の年月をまたなければならない。そのまえに、近代会社制度史はThe City of Glasgow Bankの破産事件を経験しなければならない。諸銀行は有限責任形態の利よりもその害をおもくみていた。かれらは有限責任形態は銀行の信用を害するとかたくしんじてうたがわなかった。これはいささか妄信気味ではあったが、誤信というわけでもなかった。慥かに銀行の信用はかなりの部分、株主の無限責任にささえられていた。会社にかんする基本法たるThe Companies Act 1862は〔The Joint Stock Companies Act 1856と同様〕有限責任会社か無限責任会社かのいかににかかわらず、会計規定、監査規定を任意規定とした。がしかし、ひとしく任意規定ではあっても、有限責任会社については監査の必要の認識がかなり看取される〔無限責任会社についてはさほどでもない〕⁶⁾。ここにわれわれは債権者保護至上主義の一端を看取する。The City of Glasgow Bankの破産事件のいわば所産たるThe Companies Act 1879⁷⁾において、債権者保護至上主義は若干譲歩したかにもみえる。同法は、無限責任会社に有限責任会社としての再登記をみとめた。がしかし、株主保護の必要が債権者保護の必要と同等視されるにいたったわけではけっしてない。同法は、銀行に独立監査を要求したが、これは、爾後、有限責任会社として登記される銀行についてのみの要求であった。本稿は、無限責任制度にかんし、きわめて興味ぶかい分析をおこなっているFrenchのpaper⁸⁾をsurveyしつつ、如上の推移を吟味する。

2) 18 & 19 Vict. c. 133.

3) 19 & 20 Vict. c. 47.

4) 21 & 22 Vict. c. 91.

5) 25 & 26 Vict. c. 89.

6) ただし、E. A. Frenchは、無限責任会社の株主は有限責任会社の株主に比し法の保護がすくなかったとし、このことの一例として監査規定に言及している〔French[1985] p.11〕。こうした理解についてはのちに若干附言する。

7) 42 & 43 Vict. c. 76.

8) 千葉[1991] p.133.

** French [1985].

なお、French [1985]は数値のほとんどを概数にてしめしているが、本稿はかならずしもこれにしたがっていない。また、French [1985]には若干の誤謬がみうけられるが、本稿の行論に直接かかわるものではないため、ここでは指摘しない。ちなみに、French [1985]のおおかたの記述は*The Accountant*および*The Times*によっている。

I

1870年代の英国経済は深刻な不況期をむかえており、これを背景としたScotlandの諸銀行の経営方針は、この時期のかれらの状態を安全とはいいがたいものにしてきた。しかして、その典型がThe City of Glasgow Bankであった。

問題は銀行のかかえる預金にあった。この世紀の中葉、Scotlandの銀行界はめざましい発展をとげていた。支店網の拡張は巨額の預金をもたらしていた。いうまでもなく、銀行は預金利率より利益率の高い投資先をもとめた。好況期にはこれは容易であった。がしかし、不況期をむかえたとき、銀行は資金過剰の状態におちいった。不況は預金のさらなる増加をもたらした。資金の捌け口をみいだせないひとびとは、余剰資金を預金した。不況期にあって投資先をみつけるといふ困難を銀行に転嫁したのであった。¹⁰⁾

こうした情況下、Scotlandの諸銀行が資金の捌け口とした先はおおむねよつあつた。¹¹⁾ London割引市場〔における為替手形の購入〕、東印度貿易〔への融資〕、豪州、New Zealand、およびその近海諸島の土地〔の取得〕、ならびに米合衆国北部の鉄道〔への融資〕。¹²⁾ ただし、これらには各様の難点があった。London割引市場はさほど収益性の高い投資先ではなかった。東印度貿易は、米合衆国における綿饑饉の時期、相当な繁栄を享受していた。がしかし、南北戦争が終結、同国の綿産業が復興したことにより、東印度貿易の繁栄期はおわった。豪州、New Zealand、およびその近海諸島の土地と米合衆国北部の鉄道とは、いずれも長期的にはかなり有望な投資先であった。がしかし、これらの長期性は銀行の流動性低下を意味した。

如上の投資先のもつ難点にくわえ、Scotlandの諸銀行の融資における慣習の問題があった。かれらは担保なしに融資をおこなった。信頼しうる能力および誠実さをもつ相手に融資している、という主張がこの慣習をささえていた。担保を得た場合にも、しばしばそれは質、量ともに充分とはいいがたいものであった。¹³⁾

これらを環境的要因としてThe City of Glasgow Bankの破産事件がおこる。¹⁴⁾

The City of Glasgow Bankの顧客のなかには健全な大事業者がほとんどいなかった。¹⁵⁾ これは、同

9) 友岡 [1992] p.20, Table.
 10) French [1985] p.7.
 11) French [1985] pp.7-8.
 12) たとえばTyson [1967]をみよ。
 13) French [1985] p.8.
 14) 以下を参照。
 友岡 [1989-a].
 友岡 [1992].
 15) Forbes [1979] p.48.

行が新参行のひとつであったこと、さらにまた、1857年に〔一時的にせよ〕支払いを停止したという過去もっていたこと、による。The City of Glasgow Bankはaggressiveな経営方針をもっていられていた。支店網拡張の勢いは擡んでいった。1868年以降、Scotlandの銀行界最多の支店数を誇っていた。¹⁶⁾

この支店網は巨額の預金を同行にもたらした。叙上のよっつの投資先、とりわけ東印度貿易に莫大な資金がつきこまれた。担保は質、量ともに不充分であった。危険分散の配慮がなかった。融資はごく少数のひとつに集中していた。融資を受けたひとつの事業は相互関係をもち、かつ特定の貿易、特定の地域に局限されていた。¹⁷⁾ 第39年度の公表貸借対照表における融資総額のうち70%ちかくが、James Morton and Co., Smith, Fleming and Co., J.N. Fleming, および John Innes Wright and Co., これらわずか4者にたいするものであった。¹⁸⁾ 1878年10月、The City of Glasgow Bankの支払い停止は〔のちに振り返りみれば〕必至のことであった。債務総額は£12,404,297. 8s. 3d., 負債超過額は£5,190,983. 11s. 3d., ¹⁹⁾ 19世紀Scotlandにあって最大規模の破産である。²⁰⁾

再建は不能であった。ただちに清算にはいった同行の株主は、清算出資者として巨額の債務を負担することとなる。The City of Glasgow Bankは無限責任銀行であった。〔いわば事後的な数値としては〕支払い停止時の債務に清算費用および利息等を加算した総額約£13,644,856、この額より同行の資産の処分額〔実現額〕約£7,653,091を扣除した額約£5,991,765、これが株主の負担額であった。²¹⁾

同行の資本金額は£1,000,000であった、がしかし、かねてより同行は株価を維持すべく自己株式を購入していた。ために、実際に株主の手にあった額は£846,464、株式£100当たりの負担額は約£700という計算になる。²²⁾ また清算出資者数は1,819、²³⁾ これのほとんどはいわゆる小株主、²⁴⁾ 小株主のおおくはさほど裕福ではなかった。ほとんどの株主が破産においこまれた。

16) 友岡 [1992] p.20, Table.

17) *The Accountant*, Vol.4, No.203, 26 Oct. 1878.

18) *Abstract Balance Sheet as at 5th June 1878* [友岡 [1989-a.] p.31, Table 2].

19) 友岡 [1989-a.] pp.25-26.

20) *Abstract Balance Sheet as at 1st October 1878* [友岡 [1989-a.] p.28, Table 1].

21) 友岡 [1989-b.] p.40.

22) French [1985] pp.8-9.

友岡 [1989-b.] p.31.

23) 内訳は友岡 [1989-b.] p.31をみよ。

24) *Report of the Liquidators of the City of Glasgow Bank*, 17 Dec. 1879. App. B, Table 1 [友岡 [1989-b.] p.32].

II

清算出資者にたいし払い込み催告がおこなわれた。1878年11月に〔株式£100当たり〕£500、翌年4月に£2,250。株主のほとんどは大資産家でなく、かれらの支払い能力には限りがあった。にもかかわらず、2回の払い込み催告は債権者の請求額の〔ほぼ〕全額返済をもたらした、かくて、事業破綻にさいし債権者は完全な保護を受け、すべての損害は株主にふりかかる、という無限責任形態の意味の実現をわれわれはみる。がしかし、われわれはまた、事業の利益と損失とは同所に存すべきである、という理念に反する結果をここにみるのである。第1回目が£500、第2回目が£2,250という払い込み催告額のもつ意味は重要である。これらの額の違い²⁵⁾こそが重要である。²⁶⁾

これらの額の違いは、The City of Glasgow Bankの株主間に槓杆作用が生じたことを示唆している。

〔実際に株主の手にあった〕すべての株式につき均等な債務負担がなされていたならば、株式£100当たりの負担額は約£700となるはずであった。さりながら、2回の払い込みの催告の合計額£2,750、この全額が支払われたのは、〔実際に株主の手にあった〕株式の総額£846,464のうち£89,122、わずか1割強にしかすぎなかった。支払い能力のある株主の支払った£2,750、このうち約£2,050は槓杆作用によるものであった。^{28) 29)}

25) French [1985] p.9.

26) このあたり友岡 [1989-b] pp.32-33をもみよ。

27) leverage effect ないし gearing effect [歯車作用]。

Frenchは下記の設例によりこの作用を説明している [French [1985] p.9].

無限責任会社。資本金額£1,000,000。10,000名の株主がおのおの£100所有。9,999名の株主の資産はそれぞれ〔当該株式のほかに〕£200。のこり1名の株主の資産は無限。会社は株式£100当たり£500の欠損をもって破産。

この場合、資産無限の株主は、£3,000,200を負担しなければならなくなる。

株主全員が会社の設立より清算まで株式を保有。株式は額面発行。配当支払い総額£3,000,000。破産時の株式は無価値。利息は無視。

この場合、9,999名の株主については損益0〔総収入、総支出ともに£300〕となる、がしかし、資産無限の株主については損失£3,000,000〔総収入£300、総支出£3,000,300〕となる。

資産無限の株主のこうむるこの巨額の損失こそが槓杆作用によるものである。

裕福な株主にとり、このことのもつ意味は重大である。無限責任会社の株式わずか1株の所有がかれに破滅をもたらしかねないからである。したがって、無限責任会社への投資の危険度を見積もるさいには、対象事業それ自体の危険度のみならず、他の株主の資産の状態をも考慮しなければならないということになる。がしかし、全株主の資産の状態をつねに把握することは至難である。

28) French [1985] p.9.

29) £2,750全額支払われた株式£89,122による債務負担額は£2,450,855、これは株主の負担総額〔約£5,992,000〕の4割強に相当する。すなわち、わずか1割強が4割強を負担したということになる。

III

先述のごとく、法は有限責任形態をみとめていた³⁰⁾。しかるに、無限責任銀行は、おしなべて、この形態の採用を得策とはかんがえなかった。かれらの資金〔資本〕のほとんどは預金によるものであった。資金のほとんどは融資にもちいられた。銀行が財政難におちいったさい預金者が頼みとする固定資産はすくなく³¹⁾。ちなみに、Table 1をみると、総負債〔資本〕£77,221,874のうち£57,180,441、約74%が預金、また総資産£77,221,874のうち£54,849,854、約71%を貸付金が占めている。

よって、銀行は、株主の無限責任による保証なくしては預金を獲得しえない、としんでいた³²⁾。

Table 1 諸銀行の財政状態^{II}

		貸借対照表 ^{a)}	
	負債		資産
預金	£ 57,180,441	貸付金	£ 54,849,854
銀行券	5,002,680	不動産	1,109,863 ^{c)}
手形	2,613,129	現金および有価証券	21,262,157
資本金	9,431,000		
準備金	<u>2,994,624^{b)}</u>		
	<u>£ 77,221,874</u>		<u>£ 77,221,874</u>

II Kerr [1884] App. A および Kerr [1898] pp.14-31 より作成。

a) 数値は1865年時点のScotlandの銀行12行〔The Bank of Scotland, The Royal Bank of Scotland, The British Linen Company, The Commercial Bank of Scotland, The National Bank of Scotland, The Aberdeen Town and County Bank, The Union Bank of Scotland, The Central Bank of Scotland, The North of Scotland Banking Company, The Caledonian Banking Company, The Clydesdale Banking Company, およびThe City of Glasgow Bank〕の合計。

ただし、うち3行〔The Bank of Scotland, The Royal Bank of Scotland, およびThe British Linen Company〕は有限責任銀行〔友岡 [1992] をみよ〕。

b) 損益をふくむ。

c) うち£1,109,862が営業用建物。

30) 詳細は友岡 [1992].

31) French [1985] p.10.

32) 詳細は友岡 [1992].

N

他方、無限責任会社の株主はじぶんたちの立場の危険性をしらないわけではなく、それなりの備えはあった。The City of Glasgow Bankの株主は、株主総会の適時開催、計算書類の提出、さらにまた準備金と資本金の4分の1とがうしなわれた場合の解散などにかんする定款の規定をもって予防手段としていた。³³⁾ さりながら、監査の要求がなかった。同行の取締役は計算書類を粉飾³⁴⁾、虚偽の貸借対照表を公表していた。巨額の不良債権の存在が隠蔽されていた。支払い停止直後、The City of Glasgow Bankの取締役会は、臨時株主総会提出用の〔真実の〕貸借対照表の作成を勅許会計士W. Andersonおよび事務弁護士A. B. M'Grigorに依頼したが³⁵⁾、かれらの調査の結果³⁶⁾、同行の〔虚偽の〕貸借対照表上は回収可能として処理されてきた不良債権の〔1878年10月1日現在の〕額は£ 7,345,357. 15s. 6d.にものぼることが判明した³⁷⁾。負債超過額£ 5,190,983. 11s. 3d.に資本金額£ 1,000,000をくわえた欠損総額は£ 6,190,983. 11s. 3d.。同行の公表貸借対照表は£ 450,000の準備金を計上していた³⁸⁾。これと資本金の4分の1、£ 250,000との合計額〔£ 700,000〕を£ 5,500,000ちかくも上回る額がうしなわれていた。がしかし、株主はこのことをしるよしもなかった。

監査の不在が可能にした計算書類の粉飾が株主の予防手段を無意味なものとした³⁹⁾。

初期の会社はpartnershipにおけるかんがえ方をひきついでいた。partnershipにあっては、既存のpartner全員の同意なくしてpartnerとなることはできなかった。partnershipのこうした方針が無限責任会社による自己株式の購入を正当化した。株式の譲渡につき取締役が株式の譲受人の〔株主としての〕登記を拒絶した場合にも、株主〔譲渡人〕が株式を譲渡しうる仕組みがあつてしかるべきとかんがえられた。このことは、不適格者は取締役が株主としてみとめない〔かもしれない〕と

33) *The Accountant*, Vol.5, No.234, 31 May 1879.

French [1985] p.10.

34) 友岡 [1989-a] を参照。

35) このあたりの経緯は友岡 [1989-a] pp.26-27をみよ。

36) *Report by Messrs. Kerr, Andersons, Muir, & Main, Chartered Accountants, Glasgow, and Messrs. M'Grigor, Donald, & Co., Solicitors, Glasgow, in reference to Balance Sheet of the City of Glasgow Bank, as at 1st October, 1878* [以下, *Report by the Investigators into the Affair of the Bank*と略称], 18 Oct. 1878 [*The Glasgow Herald*, No.12114, 19 Oct. 1878. p.5, *The Times*, No.29390, 19 Oct. 1878, p.6に掲載。また, Couper [1879] pp.467-476, Wallace (ed.) [1905] pp.456-472にも収録]。

なお, かれらの作成したものが *Abstract Balance Sheet as at 1st October 1878* [友岡 [1989-a] p.28, Table 1] であり, *Report by the Investigators into the Affair of the Bank*, 18 Oct. 1878 [たとえば, Couper [1879] p.474ないし Wallace (ed.) [1905] p.470] に収録されている。

37) *Report by the Investigators into the Affair of the Bank*, 18 Oct. 1878 [たとえば, Couper [1879] p.472ないし Wallace (ed.) [1905] p.467]。

38) *Abstract Balance Sheet as at 5th June 1878* [友岡 [1989-a] p.31, Table 2]。

39) French [1985] p.10.

いうことを意味している。たとえば、貧者は、他の株主に槓杆作用による被害をもたらすおそれがある、という意味において不適格者であった。さりながら、銀行の取締役の念頭にまずあったのは株価維持の重要性であった。株価の低下は預金者離れを結果するとかんがえるかれらにとり、株主〔譲受人〕の適格性はいわば二の次であった。⁴⁰⁾

株主の安全は畢竟、取締役の性格に依存するとかんがえられていた。とりわけ誠実さが重視された。⁴¹⁾とはいえ、株主のおおくには取締役の実際の誠実さのほどをしるすべなどない。社会的地位、あるいは世評をもって判断するよりほかない。The City of Glasgow Bank の取締役の誠実さはうたがわれていなかった。虚偽の貸借対照表にかんし有罪の評決をうけることとなる⁴²⁾7名の取締役 J. Stewart〔取締役会会長〕, L. Potter, R. Salmond, W. Taylor, H. Inglis; J. I. Wright, および R. S. Stronach〔支配人兼務〕, かれらは名士⁴³⁾であった。さりながら、いずれにせよ、銀行経営においてかれらは無能であり、無能さによる経営破綻がかれらをして粉飾という不誠実な行為へとほしらせたのであった。⁴⁴⁾取締役たちの裁判にて証言した M' Greigor は、Stewart を評し、数字にかんし異常なほど無能、⁴⁵⁾と明言している。

取締役に一定額以上の株式所有がもとめられることはまれではなかった。いうまでもなく、ここには、取締役の個人的な利害と会社の利害とを一致させることをもって経営上の incentive とする、という意図があった。しかるに、The City of Glasgow Bank の場合、取締役による株式所有は incentive として有効に機能しえなかった。同行の取締役に要求された株式額は £900、これは incentive としては少額にすぎた。⁴⁶⁾Table 2 をみても、取締役の持株の総額は £42,467。がしかし、同行には、本店所在地 Glasgow の取締役会にくわえ、Edinburgh にも取締役会が設置されており、J. Gillespie, A. F. Sommerville, R. Craig, および Inglis がこれを構成していた。この Edinburgh の取締役会は銀行全体の経営にはほとんど干与していなかった。⁴⁷⁾よって、6名の

40) French [1985] p.10.

41) French [1985] p.10.

42) 友岡 [1989-a] pp.28-29.

43) 以下を参照。

The Bailie, Vol.12, No.312, 9 Oct. 1878, pp.1-2.

The Bailie, Vol.13, No.314, 23 Oct. 1878, pp. 1-2.

The Bailie, Vol.13, No.323, 25 Dec. 1878, pp.1-2.

The Bailie, Vol.13, No.326, 15 Jan. 1879, pp.1-2.

The Bailie, Vol.13, No.327, 22 Jan. 1879, pp.1-2.

The Bailie, Vol.13, No.328, 29 Jan. 1879, pp.1-2.

ただし、以上は同行の支払い停止よりほどないころのものであり、取締役たちは酷評されている。ほかに Forbes [1979] pp.48-50 を参照。

44) French [1985] p.10.

45) Evidence for the Prosecution, Witness, A. B. M'Grigor, 21 Jan, 1879 [Couper [1879] p.110 ないし Wallace (ed.) [1905] p.48].

また、*The Bailie* は、Stronach にかんし、かれの性格の弱さを非難したうえで、おおきな事業の運営に必要な知識すらない、と断定している [*The Bailie*, Vol.12, No.312, 9 Oct. 1878, p.1].

46) French [1985] p.11.

47) Evidence for the Prosecution, Witness, A. F. Sommerville, 25 Jan. 1879 [Couper [1879] pp.255- ↗

Glasgowの取締役についてのみ持株をみると、総額わずか£7,300にしかすぎなかった。いわばEdinburghの取締役会を代表するかたちでGlasgowの取締役を兼務していたInglisの持株をくわえても£9,000にしかすぎない。さらにまた、株式所有のいわば形骸化もあった。1875年6月、Wrightの取締役就任時、かれの会社John Innes Wright and Co.は同行にたいしすでに£400,000ちかい債務をかかえていたが、同行は、必要な株式購入の資金を有利な条件でかれに融通した。⁴⁹⁾The City of Glasgow Bankの取締役会のこうしたいわば⁵⁰⁾お⁵¹⁾手⁵²⁾盛りの融資はかなりの額にのぼっていた。取締役による株式所有は実質的な意味をもたなかった。

Table 2 The City of Glasgow Bankの取締役の持株[†]

Stronach	£ 900		
Stewart	1,000		
Potter	1,200		
Salmond	1,200		
Wright	1,200		
Taylor	<u>1,800</u>	7,300	
Inglis		<u>1,700</u>	9,000
Gillespie			2,000
Sommerville			11,000
Craig			<u>20,467</u>
			<u>£ 42,467</u>

† Wallace (ed.) [1905] p.9より作成。

無限責任会社の株主は有限責任会社の株主に比し法の保護がすくなかった。たとえば、監査のおこなわれる可能性が有限責任会社に比しすくな⁵²⁾かった。The Companies Act 1862は、模範通常定款として第1附則にしめしたTable Aにかなり充実した監査規定〔arts. 83-94〕をもうけていた。この模範通常定款は、無限責任会社による採用もありえはした〔s. 14〕が、立法者の意図した適用対象は有限責任会社であった〔ss. 14-15〕^{53) †}。

↘ 257ないしWallace (ed.) [1905] pp.264-267] .

Evidence for the Prosecution, Witness, John Gillespie, 25 Jan. 1879 [Couper [1879] pp.257-258ないしWallace (ed.) [1905] pp.267-269] .

Evidence for the Prosecution, Witness, Robert Craig, 27 Jan. 1879 [Couper [1879] p.259] .

48) Evidence for the Prosecution, Witness, John Gillespie, 25 Jan. 1879 [Couper [1879] p.257ないしWallace (ed.) [1905] p.267] .

49) Tyson [1974] p.129.

50) Wallace (ed.) [1905] p.8.

51) ただし、無限責任会社における槓杆作用を考慮すれば、株式所有は、額の多寡にかかわらず、incentiveとして機能する〔French [1985] p.11〕。がしかし、それは破産を念頭においた場合のことである。

52) French [1985] p.11.

53) そもそもTable AのtitleからしてRegulations for Management of a Company Limited by Sharesとされている。

† ただし、⁵⁴⁾無限責任会社の株主は有限責任会社の株主に比し法の保護がすくなかったという事実は、あくまでも、結果として、のこととして、これをみるべきであろう。有限責任形態をみとめた法は、なによりもまず有限責任会社における債権者の危険〔無限責任会社にはない危険〕を憂慮したはずである。しかして、この憂慮こそが、ほとんどもっぱら有限責任会社を念頭においたTable Aをもたらしたとみるべきではなかろうか。むろん、事業規模の問題もある。立法者による有限責任形態の認可は、大規模な株式会社における無限責任形態の不適切性の認識〔の萌芽〕を意味していた。有限責任形態の採用による企業規模の拡大は、株主、債権者〔あるいはまた消費者など〕のいかに問わず、利害関係人の増加、社会的影響の増大を意味する。有限責任会社には企業規模の拡大が予想されるがゆえのTable A、という側面もかんがえうる。さりながら、無限責任形態と有限責任形態との比較において、有限責任形態ゆえの危険を負担するのは債権者以外のなにもものでもない。という意味において、無限責任会社の株主は有限責任会社の株主に比し法の保護がすくなかったという事実は、あくまでも、有限責任会社における債権者の危険〔無限責任会社にはない危険〕が憂慮された結果として、のこととして、これをみるべきであろう。

The City of Glasgow Bankは株価を維持すべく自己株式を購入していた。株価が高水準にあるということそれ自体は、株主にとり非常にこのましいことであった。がしかし、自己株式購入による株価操作は、経営状態悪化の隠蔽を意味し、同行の延命を結果した。もしも株価操作がおこなわれていなければ、同行はよりはやく破滅をむかえていた。しかして、生き延びてしまっているあいだに同行の経営状態はさらに悪化、これは破産後の株主の負担額の増加を結果した。⁵⁵⁾さらにまた、自己株式購入による株主数の減少は、これすなわち同行の債務の負担者数の減少を意味し、個々の株主にたいする負担割当額の増加を結果した。⁵⁶⁾

当時、自己株式購入の是非にかんする法の立場はいまだ確立をみるにはいたっていなかった。ただし、有限責任会社による自己株式購入はかなり疑問視されていた。こうした行為は、減資にかんする法規定の枠外にてなされる実質的な資本減少とみなされた。資本には債権者保護目的が予定されていた。債権者の危険を意味する自己株式購入はみとめられないとかんがえられた。⁵⁷⁾1887年の

54) 6)をみよ。

55) 計算書類の粉飾についてもまったく同様のことを指摘しうる〔友岡〔1992〕〕。

56) French〔1985〕p.11.

57) French〔1985〕p.11.

判例は、⁵⁸⁾有限責任会社による自己株式購入を否定、この問題に決着をつけた。判決理由は債権者保護にあった。問題はもっぱら債権者保護にあるとみなされていた。ために無限責任会社による自己株式購入は疑問視されなかった。⁵⁹⁾1893年の判例は、1887年の判決理由を確認、無限責任会社による自己株式購入をみとめた。無限責任会社の債権者は株主の限りない責任により保護されていた。ために無限責任会社による自己株式購入は疑問視されなかった。しかして、The City of Glasgow Bankの定款は、自己株式購入をみとめていた。⁶⁰⁾

無限責任会社の株主たちは、身をまもるすべが〔実質的には〕ほとんどなきにひとしかった。かれらの頼みとすべき叙上のいくつかの手段はことごとく実効がなかった。The City of Glasgow Bankの破産は、これを例証している。⁶¹⁾

V

The City of Glasgow Bankの株主のなかにThe Caledonian Banking Companyの名があった。Invernessに本店をかまえ北Scotlandにて健全な経営をつづけていた同行は、Pitlochryの蒸留酒製造業者への融資の担保としてThe City of Glasgow Bankの株式をうけとり、のち株主として登記されていた。持株額は£400であった。

The City of Glasgow Bankの破産をしたThe Caledonian Banking Companyの株主たちは、恐慌におちいり、持株を処分しはじめた。かれらよりも貧しいひとびとが株式を取得しはじめた。こうした状況をうけ、The City of Glasgow Bankの清算人たちが行動をおこした。かれらは、The Caledonian Banking Companyの取締役の同意のもと、£150,000の資産を差し押さえ、同行の支払いを停止させた。これは非常にきびしい処置であった。いまだ第1回目の払い込み催告後約3週間のことであった。第1回目の払い込み催告額£2,000〔株式£100当たり£500〕はもちろんのこと、この時点で予想された払い込み催告の総額は、同行が充分払い込みうる額であった。⁶²⁾

The Caledonian Banking Companyの株主は異議をとらえ、数か月のち営業が再開された。がしかし、同行がここでうけた痛手はおおきく、原状に復することはけっしてかなわなかった。

結局、The City of Glasgow Bankの株主としてThe Caledonian Banking Companyが払い込んだ

58) Trevor v. Whitworth [1887] 12 App. Cas.409.

59) *In re* Borough Commercial and Building Society [1893] 2 Ch.242.

60) Muir v. City of Glasgow Bank [1879] 4 App. Cas.337.
French [1985] p.11.

61) French [1985] p.11.

62) French [1985] p.12.

額は2回の払い込み催告の合計£11,000〔第2回目の払い込み催告額は株式£100当たり£2,250の計£9,000〕のみであった。さりながら、清算人たちが、同行をして最後にのこる清算出資者とみなしていたことは、〔かれらのとった処置よりみても〕明白である。すなわち、同行は槓杆作用による巨額の負担増の危険にさらされていたのである。無限責任会社におけるいわゆる機関投資家の危険のおおきさ、また、融資の担保としての無限責任会社株の不適切さをひとびとはした⁶⁴⁾。

支払い停止によるThe Caledonian Banking Companyの痛手のおおきさは、事業の利益と損失とは同所に存するべきである、という理念に反する結果であった。しかして、もしも同行が最後にのこる清算出資者となっていたならば、この結果はさらに顕著なものとなっていたはずである。

VI

The City of Glasgow Bankの株主のなかには、受託人として株式を所有しているもの、いわば受託人株主がいた。その数484。ただし、株式所有による利益を享受するのはあくまでも信託財産であって受託人個人ではなかった。よって、当初、ひとびとは、信託財産は同行の債権者の請求対象となるが、受託人自身が個人的な責任を負うことはないであろうとかがえた⁶⁵⁾。しかるに、実際にはそうではなかった。

受託人は個人的な責任を負わなければならなかった。1857年のThe Western Bank of Scotlandの⁶⁶⁾破産にかかわる判例は、受託人に個人的な責任を負わせていた。The Western Bank of Scotlandにおける受託人株主の立場とThe City of Glasgow Bankにおける受託人株主の立場とのあいだにはいかなる相違もなかった。しかして、先例羈束力の原則があった。とはいえ、負担額のおおきさは受託人をして訴訟をおこさせた⁶⁸⁾。受託人は敗訴すべくして敗訴した⁶⁹⁾。

ひとびとは、受託人として無限責任会社株を所有することの危険をしした。他の無限責任銀行の受託人株主たちは株式を処分、株価は急落した⁷⁰⁾。

この訴訟における附随的意見は、受託人の個人的な責任の否定は法規定の枠外に〔実質的な〕有

63) 前述〔27)〕の設例における資産無限の株主にもっともちかい実例がこうした機関投資家である〔French [1985] p.12〕。

64) French [1985] p.12.

65) French [1985] p.13.

66) これについては友岡 [1992] を参照。

67) Lumsden v. Buchanan [1864] 3rd Ser. 2 S. C. 695.

Lumsden v. Buchanan [1865] 3rd Ser. 3 S. C. (H. L.) 89 and 4 Macq. 950.

68) Muir v. City of Glasgow Bank [1879] 4 App. Cas. 337.

69) ただし、判決をしした輿論は、受託人に同情的であった。受託人は、株主総会への出席、あるいは委任状による投票もみとめられていなかった。このことが輿論の同情をつよめた〔French [1985] p.14〕。

70) French [1985] p.14.

無限責任会社の存在をみとめることになる、という裁判官の懸念をあらわしていた。すなわち、無限責任会社株を取得せんとするものは、信託を設定し、株式購入に要するだけの資金を出し、株式購入の権限を受託人にあたえ、みずからを受益者とすることができるが、ここで、もしも信託財産のみが債権者の請求対象となるならば、かれの立場と有限責任会社の株主の立場とのあいだにはいかなる相違もなくなる、ということである。⁷¹⁾もしも無限責任会社へ投資せんとするものすべてがこうした方法をとったならば、当該会社〔の実質〕はもはや無限責任会社ではない。⁷²⁾

The City of Glasgow Bankの清算全体に占める受託人株主たちの負担額の割合はかなりのものであった。かれらの負担は、事業の利益と損失とは同所に存するべきである、という理念に反していた。

如上の受託人株主の場合をはじめとし、The City of Glasgow Bankの清算はかすおおくの訴訟をともなった。清算出資者としての負担額のおおきさにかんがみれば、訴訟費用は問題ではなかった。

ここでもっとも恩恵をうけたのはScotlandの法律専門職域であった。

Ⅶ

An Act to regulate the Issue of Bank Notes, and for giving to the Governor and Company of the Bank of *England* certain Privileges for a limited Period 1844,⁷³⁾ かのいわゆる The Bank Charter Act 1844は、1844年5月6日現在の発券銀行以外のものによる発券を禁じ〔s. 10〕、さらに、An Act to regulate the Issue of Bank Notes in *Scotland* 1845は発券額の上限を規定した。⁷⁴⁾An Act to regulate the Issue of Bank Notes in *Scotland* 1845の規定した上限はふたつの部分よりなっていた。⁷⁵⁾まず、各発券銀行の過去の発券実績にもとづき固定された部分があった。1845年4月30日終了年度における平均発券額をもってこのいわば実績固定発券額とされた。さらに、金貨および銀貨の保有額による部分があった。各発券銀行は、実績固定発券額に金貨および銀貨の保有額〔ただし、銀貨については金貨保有額の4分の1まで〕をくわえた額をもって発券額の上限と

71) French [1985] p.13.

72) 無限責任会社株を取得するために有限責任会社を設立するという方法もこれと同様の意味をもつ。事実、The City of Glasgow Bankは、定款上、有限責任会社を株主とすることができた。ただし、法廷はこの点に留意していない [French [1985] p.14].

73) 7 & 8 Vict. c. 32.

74) 8 & 9 Vict. c. 38.

75) ちなみに、IrelandについてはAn Act to regulate the Issue of Bank Notes in *Ireland*, and to regulate the Repayment of certain Sums advanced by the Governor and Company of the Bank of *Ireland* for the Public Service 1845 [8 & 9 Vict. c. 37].

された〔ss. 1, 6, 11〕。また、発券銀行は、発券額ならびに金貨および銀貨の保有額ほかを記載した週間報告書をThe Commissioners of Stamps and Taxesに提出しなければならなかった〔s. 7〕。

The City of Glasgow Bankはこの週間報告書を粉飾していた。手形の決済のためかなりの金貨がLondonにおくられていた事実が隠蔽⁷⁶⁾されていた。虚偽の報告書については£100の罰金、また、叙上の上限を超えた発券については当該超過額にひとしい額の罰金をおさめなければならなかった〔ss. 7, 14〕。

The City of Glasgow Bankの罰金総額はおよそ£10,000,000にもものぼっていた。罰金には、王への債務、としての絶対的な優先権があった。しかるに、The Commissioners of Stamps and Taxesは罰金支払いの請求を差し控⁷⁷⁾えた。

株主の無限責任がThe City of Glasgow Bankの債権者にあたえた〔ほぼ〕完全な保護は、この差し控えなくしては実現しなかった。

VIII

輿論はThe City of Glasgow Bankの株主たちにふかく同情した。かれらのため、公衆の寄附による救済基金がもうけられた。基金にはふたつの利用方法がかんがえられた。直接、債務の返済に充てる方法と困窮している株主に支給する方法とであった。前者は、払い込み催告の減額をもたらすし、ゆえに裕福な株主におおきな恩恵をあたえることとなり、また、後者は、貧しい株主にとり意味があった。後者がと⁷⁸⁾られた。

救済基金は株主の負担のいくらかを基金の寄附者へと移転した。寄附者の負担は、事業の利益と損失とは同所に存すべきである、という理念に反していた。

救済基金はThe City of Glasgow Bankの債権者、あるいはScotlandの他の銀行の行動に影響をおよぼした。寄附をおこなったということをもって、示談に応じないことの理由とする債権者がいた。諸銀行の関心はScotlandの銀行systemおよび無限責任形態の信頼性の維持にあった。ために、かれらは債権者が全額返済をうけることをのぞみ、みずからの債権についても示談をしづめた。さりながら、世評があった。The City of Glasgow Bankの株主たちの窮状は、銀行業の評判を傷つけ、銀行株価の下落をもたらしていた。諸銀行は、いわば世間体を取り繕うべく基金の寄附者⁷⁹⁾となった。

The City of Glasgow Bankの債務の巨額さよりして、貧しい株主の破産は不可避であった。した

76) 友岡 [1989-a] p.24.

77) French [1985] p.15.

78) French [1985] p.19.

79) French [1985] p.19.

がって、債務の減額は裕福な株主にとり意味があった。救済基金の存在は、寄附を示談拒否の理由とした債権者の行動にかんするかぎり、貧しい株主の負担のいくらかを裕福な株主へと移転した。⁸⁰⁾

また、株主救済の資金調達のため、大規模な富籤も計画された。結局、この計画は、富籤なるものはprotestantの倫理に反する、と主張する教会の圧力により挫折した。がしかし、もしもこれが成功していたならば、株主の負担のかなりの部分が富籤の購入者へと移転されていたはずである。⁸¹⁾

この場合の購入者の負担もまた、事業の利益と損失とは同所に存するべきである、という理念に反するものであった。

さらに、株主救済のための会社設立がころみられた。会社の目的はThe City of Glasgow Bankにたいする債権の割引購入にあった。このころみもまた挫折におわった。債権者たちは割引に応じなかった。がしかし、もしもこれが成功していたならば、裕福な株主におおきな恩恵をあたえることになっていたであろうし、裕福な株主の負担のいくらかが割引に応じた債権者へと移転されていたはずである。⁸²⁾

この場合の債権者の負担もまた、事業の利益と損失とは同所に存するべきである、という理念に反するものであった。

IX

The City of Glasgow Bankのかかえた巨額の債務は、未請求の預金および銀行券をのぞき、全額返済された。⁸³⁾ 未請求の預金および銀行券をつうじ債権者へ移転された株主の負担は僅少であった。

法律上、債権者と株主との立場の相違は明確であった。さりながら、現実には、あるものはたまたま預金者となり、またあるものはたまたま株主となっていた。預金にたいする利子と株主への配当とは同等視された。したがって、債権者には全額返済、株主は破産、という結果の公正性が疑問視された。⁸⁴⁾

The City of Glasgow Bankの破産は、債権の流動性および確実性に影響した。同行の銀行券の価値がうたがわれ、事業活動の停止におこまれた銀行券所有者もいた。銀行券の発行権は、いわば無利子資本を意味し、非常に収益性の高いものであった。こうした発行権は国家にこそ存するべきであるとみなされ、よって諸銀行の発行権が疑問視された。ために、The Bank Charter Act 1844は新規の発券銀行を否定した。したがって、既存の発券銀行にとり、発行権はいわば独占的特権で

80) French [1985] p.20.

81) French [1985] p.20.

82) French [1985] pp.21-22.

83) ただし、ほかに王への債務がある。

84) French [1985] p.23.

あった。こうした無利子資本を独占していたScotlandの諸銀行にとり、発券業務の信頼性維持は最重要事であった。ために、諸銀行はThe City of Glasgow Bankの銀行券を引き受けることとし、また同行の株主の無限責任がこれを容易にした。預金者もまた当然に迷惑をこうむった。預金を引き出すことができないため、日々の生活にこまるものもいた。諸銀行にとり、The City of Glasgow Bankの預金はその銀行券ほどは重要ではなかった。結局、かれらは預金者にも救いの手を差し延べたが、主たる動機は事業の拡大にあつた。⁸⁵⁾

かくて、〔債務の全額返済はほぼ達成されたものの〕債権の流動性および確実性の喪失は、債権者たちの事業、あるいは生活をおびやかした。

破産の影響のおよぶ範囲は株主および債権者のみではなく、この意味においても、事業の利益と損失とは同所に存するべきである、という理念は制約をうける。

The City of Glasgow Bankの崩壊は銀行system全体にたいする不信をまねいた。ひとびとは預金を躊躇した。預金の減少は銀行の融資能力の低下を意味した。また、諸銀行は、既存の預金者をつなぎとめるため、みずからの流動性向上をもって預金払い戻し能力をひとびとにしめさんとした。ために、諸銀行は、既存の債権の回収につとめ、かつ新規の融資に慎重な態度をとった。銀行の現金保有額は急増した。⁸⁶⁾

銀行、なかんずく無限責任銀行の株主たちは持株を処分しはじめた。The City of Glasgow Bankの財産処分のなかにも銀行株があつた。銀行の株価は急落した。とりわけ、〔EnglandおよびIrelandの銀行に比し〕Scotlandの銀行の株価低下にはいちじるしいものがあつた。⁸⁷⁾

The City of Glasgow Bankの従業員⁸⁸⁾の存在も看過しえない。

X

The City of Glasgow Bankの破産は、大規模な株式会社における無限責任形態の不適切性を証明した。かような不適正の認識〔の萌芽〕はすでにあつた。An Act to enable Joint Stock Banking Companies to be formed on the Principle of Limited Liability 1858の制定後に設立された無限責任銀行は1行もなかつた。⁸⁹⁾しかして、The City of Glasgow Bankの破産は、この認識を社会通念とした。

改革がもたらされた。とりわけ株式市場の問題がおおきかつた。投資家たちはもはや無限責任会

85) French [1985] pp.23-24.

86) French [1985] p.26.

87) French [1985] p.27.

88) French [1985] p.27.

89) French [1985] p.27.

社株に近寄らなかった。無限責任銀行の株主たちは持株を処分しはじめた。無限責任銀行株を購入せんとするのはもはや貧しいひとびとのみ、ともかんがえられた。もしも当該無限責任銀行が破産したとしても、かれらにはうしなうものがすくない。かれらにとっては有利な投資であった。さりながら、もっぱら貧しいひとびとにより構成される無限責任銀行には、無限責任形態のもつ債権者保護機能がほとんどなかった。⁹⁰⁾

しかるに、無限責任形態の諸銀行は名称に Limited の語を附すことをためらい、また、法律上の問題もあった。⁹¹⁾

議論ののち The Companies Act 1879 の登場をみる。同法は、無限責任会社に有限責任会社としての再登記をみとめ [s. 4]⁹²⁾、結局、諸銀行は同法を利用し有限責任会社化することとなる。⁹³⁾ さりながら、Scotland の諸銀行は特殊な事情をかかえており、これが有限責任会社化の障碍となっていた。実際のところ、同法の利用は [England の諸銀行に比し] おそかった。⁹⁴⁾

ただし、われわれは、この経緯のなかに独立監査導入の事実を看過することはできない。

このあたり、French は、Scotland の諸銀行は、当初、独立監査の実施により問題の解決を図ったが、株主および預金者はこれを有限責任と同等の保護としてみとめることを拒んだ、とのみ説明している。⁹⁵⁾ がしかし、Scotland の諸銀行による独立監査導入は、失墜した銀行の信用回復にかなりの効果があった。⁹⁶⁾ たとえば、1879 年末の *The Times* は述べている。Scotland の諸銀行は、独立監査導入のみをもってして難局の克服につとめ、これに成功している。⁹⁷⁾ と。

The City of Glasgow Bank における粉飾は、The Companies Act 1879 をして、爾後、有限責任会社として登記される銀行にたいし独立監査を強制せしめた [s. 7]⁹⁸⁾。しかるに、Scotland の諸銀行は、同法の要求とは無関係に自主的に独立監査を導入した。⁹⁹⁾ しかして、この独立監査導入は、かれらに株価の回復をもたらしていたのである。¹⁰⁰⁾

90) French [1985] p.28.

91) 詳細は友岡 [1992].

92) 友岡 [1992].

93) ちなみに、同法は、有限責任銀行も発券については無限責任とした [s. 6] が、このことは銀行の有限責任会社化の障碍とはならなかった。銀行の負債に占める銀行券の割合はさほどおおきくなかった [French [1985] p.30].

94) 詳細は友岡 [1992].

95) French [1985] p.30.

96) 以下を参照。

友岡 [1989-a].

友岡 [1992].

97) *The Times*, No.29765, 31 Dec. 1879, p.7.

98) 友岡 [1992].

99) 友岡 [1992].

100) 友岡 [1989-a].

ただし、〔自主的な独立監査導入の効果を●確認したう●えでFrenchにしたが●えば〕株主は●やはり有限責任をもとめた。およそ1年後の*The Times*は述べている。Scotlandの諸銀行が有限責任会社化していないことにつき、ここ数か月、株主ほかの利害関係人にかんがりの懸念が生じてきている。

¹⁰¹⁾
と。

The Companies Act 1879の監査規定については不備も指摘されるが、¹⁰²⁾すくなくも強制監査復活の先駆けとして、英国会計制度史上、意味をもつ、The City of Glasgow Bankにおける粉飾は、ひとびとに監査の意義の認識をもたらし、法もこれをみとめた。監査の担い手たる会計専門職域にとっては恩恵であった。

結 語

19世紀英国の事業観は、事業の利益と損失とは同所に存するべきである、別言すれば、事業の利益を享受するものはまた、当該事業の損失を負担してしかるべきである、という理念に支配されていた。この理念は債権者保護至上主義へとつながる。^{††}

†† ただし、これはあくまでも債権者保護至上主義であって債権者至上主義ではない。資本主保護軽視ではあっても資本主軽視というわけではない。事業の利益を享受しないものが当該事業の損失を負担すべきではない、別言すれば、事業の利益を享受しないものは当該事業の損失より保護されてしかるべきである、ということである。

この理念は無限責任会社として具現していた。また、自己株式購入の是非をめぐる議論のなか
に、われわれは債権者保護至上主義をみた。¹⁰³⁾

The City of Glasgow Bankの破産はこの理念のいわば試金石であった。債務の〔ほぼ〕全額返済

101) *The Times*, No. 30043, 19 Nov. 1880, p.7.

102) 友岡 [1992].

103) ただし、Frenchはつぎのように附言している。The City of Glasgow Bankの破産は、自己株式購入は株主保護の問題でもあるということをしめしていた。しかし、株主保護の問題としてこれをとらえる場合には、無限責任会社こそ自己株式購入を禁じられるべき、ということにもなる。株価操作がおおきな損失につながったとしても、有限責任会社の場合、株主の負担はいうまでもなく限定されている。無限責任会社の株主についてはいうまでもなくそうではない。さらにまた槓杆作用もある。他方、無限責任会社による自己株式購入は、もしも会社が〔最少限必要な株主数は維持したう●えで〕ほとんどの自己株式を購入したとするならば、債権者保護のための株主の財産が〔むろん●残存●株主の●裕福さ●によるが〕ほとんどなくなる、ということの意味している [French [1985] p.32].

前述の判例は、債権者保護のための資本の減少、という観点より有限責任会社による自己株式購入を否定した。がしかし、無限責任会社による自己株式購入についても、債権者保護のための株主の財産の減少、という側面を看過しえないのである。

は、債権者保護至上主義の捷利であった。しかるに、われわれはまた、事業の利益と損失とは同所に存すべきである、という理念に反する結果をみた。^{†††}

††† 無限責任会社ゆえに生じた槓杆作用は、無限責任会社^{●●●●●}のよってたつ理念に反していた。

槓杆作用以外にも、受託人株主はじめ事業の利益を享受しない負担者の存在はすべて、事業の利益と損失とは同所に存すべきである、という理念に反していた。王の負担もあった。王の負担もまたこの理念に反していた。のみならずまた、債権者保護至上主義の捷利も王の負担ゆえのことであった。債務の〔ほぼ〕全額返済は、王の債権が請求されなかったがゆえにこそ実現した。

ただし、槓杆作用による以外のこうしたくさぐさの負担のすべてが、かならずしも無限責任会社ゆえに生じた負担というわけではない。The City of Glasgow Bankによる報告書の偽造がなければ王の負担はなかった。救済基金の設立がなければ寄附者の負担はなかった。とはいえ、The City of Glasgow Bankが無限責任会社^{●●●●●}であったがゆえの株主の不幸が、王の債権の請求差し控え、あるいは救済基金の設立をもたらしたのは慥かである。

The Companies Act 1879は、有限責任会社としての再登記をみとめ、無限責任銀行は、結局、同法を利用した。これは債権者保護至上主義の譲歩であった。同法は、強制監査を規定した。さりながら、独立監査が要求されたのは有限責任銀行のみであった。ここでの監査は債権者保護のためであった。

附 記

われわれの^{●●●}直接の研究対象は会計史ではある。がしかし、本稿においては、会計の問題への、いわば取って付けたような言及は差し控えた。むろん、The City of Glasgow Bankにおける計算書類の粉飾は直接に会計の問題であるが、これについてはすでに別稿¹⁰⁴⁾にて一応の検討をくわえた。われわれの最終的な関心は、会計の目的、機能にある。債権者保護および資本主保護の問題と会計の目的、機能の問題とは相即不離の関係にある。無限責任会社The City of Glasgow Bankの崩壊のなかにみたものをわれわれの最終的な関心と結び付ける作業は、稿をあらためおこなわれる。本稿執筆

104) 友岡 [1989-a].

の必要の認識は千葉準一教授〔東京都立大学経済学部〕の示唆による。同教授に万謝したい。

【文献】〔友岡〔1992〕の文献listをあわせ参照〕

Accountant, The.

Bailie, The.

Bankers' Magazine, The.

Campbell, R. H. [1955], Edinburgh Bankers and the Western Bank of Scotland, *Scottish Journal of Political Economy*, Vol.2, No.2.

Compbell, R. H. [1965], *Scotland since 1707: The Rise of an Industrial Society.*

千葉準一 [1991], 『英国近代会計制度——その展開過程の探究——』。

Collins, M. [1991], *Banks and Industrial Finance in Britain 1800-1939.*

Economist, The.

Couper, C. T. [1879], *Report of the Trial before the High Court of Justiciary: Her Majesty's Advocate against the Directors and the Manager of the City of Glasgow Bank.*

Forbes, R. N. [1979], Some Contemporary Reactions to a Banking Failure, *The Three Banks Review*, No.121.

French, E. A. [1985], *Unlimited Liability: The Case of the City of Glasgow Bank*, Research Report No.3, The Chartered Association of Certified Accountants.

Glasgow Herald, The.

Hamilton, H. [1932], *The Industrial Revolution in Scotland.*

Keith, A. [1936], *The North of Scotland Bank Limited 1836-1936.*

Kerr, A. W. [1884], *History of Banking in Scotland.*

Kerr, A. W. [1898], *Scottish Banking during the Period of Published Accounts 1865-1896.*

Moss, M. S. and Hume, J. R. [1983], Business Failure in Scotland 1839-1913: A Research Note, *Business History*, Vol.25, No.1.

Munn, C. W. [1983], *Banking in Scotland*, 2nd ed.

Times, The.

友岡賛 [1989-a], 「The City of Glasgow Bankの終焉——イギリス会計史：19世紀——」『三田商学研究』第32巻第3号。

友岡賛 [1989-b], 「The City of Glasgow Bankの清算——イギリス会計史：19世紀——」『三田商学研究』第32巻第4号。

友岡賛 [1992], 「<The City of Glasgow Bankの終焉>再論——英国近代会計史——」『三田商学研究』第35巻第3号。

Tyson, R. E. [1967], Scottish Investment in American Railways: The Case of the City of Glasgow Bank, 1856-1881, in Payne, P. L. (ed.), *Studies in Scottish Business History.*

Tyson, R. E. [1971-1972], The Failure of the City of Glasgow Bank, 1878, *Newsletter*, The Business Archives Council of Scotland, No.6.

Tyson, R. E. [1974], The Failure of the City of Glasgow Bank and the Rise of Independent Auditing, *The Accountant's Magazine*, Vol.78, No.814.

Wallace, W. (ed.) [1905], *Trial of the City of Glasgow Bank Directors.*

§ — Glasgow, Scotlandにて1992年6月22日脱稿

§ この論稿は、Scotland留学〔自1990年秋至1992年秋〕におけるしごとの一端である。ざんねんながら当地における最終稿となってしまうそうであるが、むろん懈怠ゆえのことである。自責。

この留学につき福澤諭吉記念慶應義塾学事振興基金の1990年度の補助をうけている。同基金に深謝したい。